

2019.11.1

第175号

ながの 社会福祉士会

NEWS

■発行：公益社団法人長野県社会福祉士会
会長：萱津公子

■編集：広報編集委員会

■事務局：〒380-0836
長野市南県町685-2 長野県食糧会館6F
■発行部数：2,300部

■TEL：026-266-0294
■FAX：026-266-0339
■E-mail：info@nacsw.jp
■HP：<https://nacsw.jp/>

目次

■長野県社会福祉士会は権利擁護推進の担い手	1	■信州ぐるっと！！	7
■重症心身障がい児・者支援シンポジウムin東信	2～3	■特集「社会福祉士の“実習指導者”をご紹介します」	8～9
■【シンポジウム】『地域で暮らしたい！そのために…今必要なこと』	4～5	■台風19号災害の支援に係る福祉支援活動について	10
■「権利擁護センターばあとなあながの」とは	6	■リレーエッセイ～リレー形式の寄稿～	10
■「権利擁護センターばあとなあながの」の取り組み	6	■今後の予定	10
■成年後見制度の最近の動向について	7	■編集後記	10

Nagano Association of Certified Social Workers

長野県社会福祉士会は権利擁護推進の担い手

北原俊憲（ばあとなあながの運営委員長・理事）

今年度のはあとなあながのでは、①報告・連絡を密に提出期限を厳守。②適切な後見活動のために、活動報告書など提出物の厳密化と全件面談の実施。③ばあとなあ会員の質を担保するため、継続研修部会で企画・実施する全体研修への参加義務付けの3つを柱に掲げて活動しています。

今年は、「成年後見制度利用促進法」（以下、「促進法」という。）の施行から3年目にあたり、4月からは本人情報シートの導入が開始されました（P7参照）。また、後見事務報告書の統一様式が最高裁判所から示され、来年4月には申立て様式の変更もアナウンスされるなど、促進法による制度変更があらゆるところで進んでいることを実感しています。

この「促進法」では、「意思決定支援・身上監護も重視」とあり、その「基本計画」は、「意思決定の支援の在り方について指針の策定に向けた検討が進むべき」とされています。その具体的指針が、本人情報シートの導入と言えます。

成年被後見人の対象者は、福祉関係者などのサポートを必要とする方々で、社会福祉士が後見人を受任するということは、ソーシャルワークの支援に基づく意思決定支援であると考えてきました。しかし、先日、千葉県で開催された「成年後見利用促進体制整備研修」において、講義した大阪の弁護士が《権利擁護における重要な視点》として①「地域で自分らしく安心して暮らす権利」の保証。②自律（「本人中心」）した生活を実現すること。③当事者と支援者との特殊な関係性の自覚を配慮することの3つを挙げており、高齢者や障がい者の虐待の問題を、家族トラブルの問題ではなく《権利擁護の課題》と捉えて、対応できるかどうかと投げかけていました。現在の本会の組織に例えれば、虐待対応委員会とばあとなあながのとが、協働していく必要性を改めて感じました。

また、最近の社会福祉の動向において必ず出てくる「意思決定支援」というキーワードも考えさせられました。文献や研修会などの講義での学びを普段の業務に置き換えると、理念と現実のギャップに葛藤（ジレンマ）を抱えて活動し、意思決定支援の難しさを改めて感じていたところです。これは、私自身（支援者側）の問題であることを、先述の研修で学び①意思決定支援における基本的視点は、本人中心主義であること②利用者の「意思決定能力」は、本人の個別能力+（プラス）支援者側の支援力であることを実感しました。

関連して、厚生労働省から出されている「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについて」（平成29年3月）と「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン」（平成30年6月）については、「権利擁護」と「意思決定支援」という2つのキーワードを考える上で、ばあとなあ会員のみならず、社会福祉士会会員は一読する必要があると思います。

さらに、長野県社会福祉士会会員一人ひとりが、普段の業務において本人情報シートの作成に取り組むことで、権利擁護推進の担い手であることを大いにアピールできるチャンスと捉え、実践をしていただきたいと感じています。

（関連記事6ページ）

重症心身障がい児・者支援シンポジウムin東信

【地域で誰もが当たり前の暮らしができるように】

令和元年9月28日(土)、佐久市立国保浅間総合病院講堂において、重症心身障がい児・者支援シンポジウムin東信が開催され、99人が参加。亀井智泉氏を講師に迎え、「長野県の医療的ケア児等の生活支援を考える」基調講演が行われた。シンポジウムでは当事者家族、医療従事者、福祉サービス事業者、それぞれの立場からの提言がなされた。

【基調講演】「長野県の医療的ケア児等の生活支援を考える」

講師：亀井 智泉氏（信州大学医学部新生児学・療育学講座特任助教）



1 医療的ケア児等の地域生活支援・発達支援

当事者家族としての関わりから、病院と地域のつなぎ手、また地域の支援者同士のつなぎ役として関わるようになった。その輪が圏域ごとのコンダクターチームとして立ち上がり、さらに県の方々から自立支援協議会のひとつの枠組みにして、医療的ケア児等コーディネーター活動が広がり始めている。今まで動き回ることのできる医療的ケアの必要な子どもたちへの日常生活支援がなかった。平成28年6月の児童福祉法改正によって、医療的ケア児等支援が進むことになった。重症心身障がい児や成人していく障がい児も含めた医療的ケア児等の「等」が重要な部分である。医療の力を借りて成長する子どもたちの成長を見越した支援が必要になる。それには他職種の連携がないと進まない。在宅療育ですっと頼れるのが訪問看護、訪問リハである。成長過程に応じて、訪問入浴も必要になってくる。かかりつけ薬局、特に薬剤師の存在は大事である。薬を一包化したり、錠剤を粉にしてくれたり、飲みやすい薬してくれる。また医師との連携にも欠かせない。

2 医療的ケア児等の卒業後の生活

医療的ケア児等の卒業後の生活では、自宅へ訪問看護や訪問介護は来てくれるが、日中の居場所やお出かけ先が少なくなる心配がある。また健康管理はどうなるか？医療がいつまでも小児科で良いのか？安心・安全・安楽の保証はあるのか？地域の居場所で楽しく充実した余暇活動はできるのか？学校がなくなって、日中活動の場は生活介護事業所のみになってしまう。入浴の機会が少なくなると不快・不潔になり、想定されることとしてイレウス（腸の機能不全）になりやすい。医療面では成人特有の不調への対応も難しくなる。体調面でも急変しやすくなってしまう。

3 個別ケースの課題

医療的ケア児等の母親は、「大丈夫」と無理をして言ってしまう。皆我慢をして、支援者から良い人に見てもいい、味方でいてもらいたいから。褒められると弱音を吐けなくてつらいし、喪失感を抱きしめている。障がいの受容とあきらめは違う。アドボケイトは容易ではない。アドボケイトの担い手になるために、ご家族や本人の様子を見ながら、暮らしを細分化して、アセスメントし、課題を抽出する。《本来あるべき状態（当たり前の暮らし）－現状＝課題》その課題を医療的ケア児の発達支援ととらえ、成人移行期からの「地域リハビリテーション」につなげていく。高齢者のリハビリと違い、できなかつことを獲得していく「ハビリテーション」である。

4 医療的ケア児等の訪問看護、福祉事業所の役割

すべての場所で看護師によるケアが可能である。地域の居場所に看護師がいるとケアの質が安定する。施設間の情報共有ができることで、看護師が医療の言葉で医療情報を伝達でき、母親が看護師の役目を負わなくてよくなる。またリハビリテーション療法士との連携で身体の変形予防をしたり、保育士との連携で、遊びの支援ができる。いろいろな経験をすることで、選択肢が広がる。本人の意思決定支援をするうえで大切な経験である。訪問看護は、医療との「つなぎ手」である。医師との連絡、急変の予兆を察知。（急変させない支援。）緊急時支援ができる。また薬剤師との連携で、薬の作用の確認や適正な医療デバイスの選択を行う。

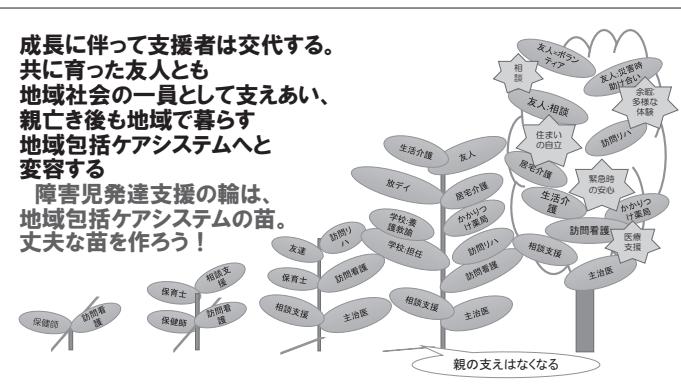
放課後等デイサービスの役割は、保護者にとって預かり支援である。本人にとっては、成長発達において、自立に向けて社会性や意思決定などを身に付ける。日本は子どもの権利条約にある遊びの権利意識が薄い。放課後等デイサービスは発達支援のプロであり、訪問看護が入ることで多層になる。医療ともつながることができる。



5 医療的ケア児等の他職種連携

放課後等デイサービスは他職種連携の拠点として6歳から18歳まで、思春期の時代を支えてくれる。学校卒業後の生活介護事業所、就労支援へつないでくれる。地域社会で生活することが当たり前の成長で、自然と本人から家族が離れていく。多機関の他職種による支援の輪が、子どもの成長にあわせて、自立を支える。発達支援の連携は、地域リハビリテーションとなり、親亡き後の生活を支える地域生活支援拠点や地域包括ケアシステムにつないでいく。地域包括ケアシステムは高齢期のシステムでなく、自然にできあがっていく。市民やボランティア、地域で生まれ育った仲間で支えるシステムであり、一緒に育つ市民としての存在があってこそこのシステムである。親の支えはなくなるが、多くの支えができるてくる。

緊急時の安心や余暇支援も重要であり、自立するための住まいの場の確保であったり、相談支援は、多くの担い手に助言を得られる体制であり、友人の存在は大事な部分である。地域でサポートできる体制づくりの観点から、放課後等デイサービスの役割は大きい。地域や学校のつながりの拠点であり、訪問看護や地域の子どもたちと学校、保育所が関わり、思春期の心と身体の発達を支えることになる。訪問看護師が連携することで、いのちを支える地域医療を充実させ、病院に行かなくてもいい仕組みづくりや急変させない支援が、地域のなかで出来ることこそが最も大切である。



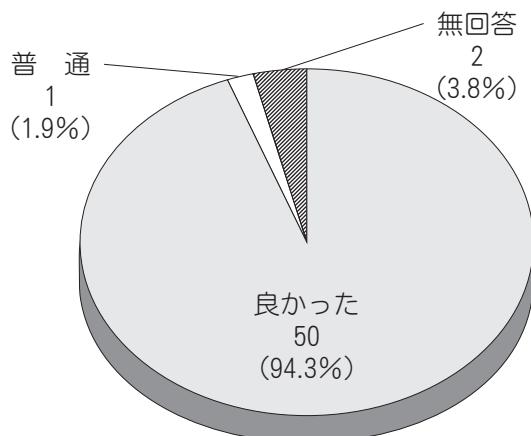
重症心身障がい児・者支援シンポジウムin東信 アンケート集計結果

◇ 参加者 99人 ◇ 回収 53人 ◇ 回収率 53.5%

【基調講演の感想等】

- ◇重症心身障がい児を持つ親の想い周囲の気配りを含め、とても参考になりました。親、子、共、ライフステージを迎えるにあたり、地域の力の必要性の大切さも実感しました。
- ◇子どもへのエンパワメント実践として、さまざまな経験をさせていくことで得意なこと、不得意なことを見つけ、得意なことを伸ばしていくことが自立に向けて必要であると学んだ。
- ◇私は、社会福祉士を目指しています。訪問介護の利用による当たり前の権利を守るために多職種連携、本人中心の支援の輪を広げる、本人らしい余暇を提供するなど大切なことを学べました。

フォーラム全体について集計結果



【シンポジウムの感想等】

- ◇当事者のお母さんの切なる思い、その方々を支える事業者、病院の方々の前向きな取り組みを知ることができ、勉強になるとともに励みになりました。
- ◇家族の当たり前を守ることは本当に大事。重い障がいを持つ方が、当たり前に育つ（良い事も苦労も一緒に）ことができると良いと思います。福祉現場でも医療の現場でも、「人手」「人材」の不足が…。そのための「地域」とも思いますか…。
- ◇さまざまな立場・視点のお話を聞くことができ、この地域や周辺の状況を少しづつ理解することができた。地域に医療を根ざす、訪問看護の重要性も学んだ。

【シンポジウム全体の感想等】

- ◇地域包括という考え方で、小児というのも加わっているんだということに気づきました。レスパイト、訪問看護の差ということに考えさせられました。
- ◇重症心身障がい児・者に対して、考える機会はあまりないまま今日参加させていただいたが、地域の取り組みが見られたり、これから意識を知れて、とても勉強になりました。

【シンポジウム】

『地域で暮らしたい！そのために…今、必要なこと』

コーディネーター 亀井智泉氏（前掲）
シンポジスト 渡邊知子氏（当事者家族）
　　竹内豊氏
　　（らいおんハートからだの児童デイサービス佐久南）
　　馬場ひかり氏
　　（小諸高原病院療育指導室 児童指導員）
　　澤井信邦氏（佐久市立国保浅間総合病院）



シンポジスト 渡邊知子氏

息子が生まれてからの15年間を振り返る。重症心身障がい児・者は、移動や入浴など全てのことが難しく、危険も伴い、365日見守りが必要である。私の息子は、生後わずかでNICUへ。24時間体制の治療が繰り返され、処置、手術、小さな体で頑張った。1歳を過ぎてからはたくさんの初めてをたくさん経験しながらも、命を守るために戦いが始まり、入退院を繰り返した。病院では、助けを求める事ができ、親同士の交流もあった。退院中に県や市の保健師が訪問してくれる。それが唯一の社会とのつながりだった。

自宅に戻れば、ほぼ2人で過ごす。「私が守らなくては！」という思いから、全て親が抱えてしまうことが多い、通院も増えて大変だった。訪問看護をお願いすることもあったが、入院で途切れてしまっていた。この時は、生活に精一杯。心身ともに余裕がなく社会に助けを求めたり、お願いするという行動が起こせずにいた。小学生になり、社会生活に戸惑うこともあった。親子の会、社会とのつながり、学校生活などが広がっていった。小学3年生の時によく初めて担当の相談支援専門員が就いた。また事業所への通所や放課後等デイサービスの利用、レスパイト開設前には浅間総合病院での入院体験も行った。澤井先生始めスタッフの皆さんに感謝したい。中学生に入ると、重症心身障がい児・者、その家族へのサポート体制の輪が広がってきた。高校生になり、情報の交換や共有により、支援の輪も広がってきた。今後も継続の希望と卒業後、社会人になる前など節目の年に、学校や病院、地域社会・多職種の関係者一同で情報交換ができると願う。現在も発作があるが、日常生活は大きな支障はなく過ごせている。「いつ、何がおこるか分からない」という思いはあるが、病気のことより、生活中心に考えられるようになった『個性』である。

今後、親離れが課題。親がいなくても困らないように準備していくことが親の務め。私が終活、息子が修活と、令和に入り少しずつ始めている。



シンポジスト 武内 豊氏

現在、私は児童発達支援管理者として、お子さんが福祉サービスを利用するにあたり支援計画書の作成や管理業務を担っている。子どもの権利を護ること、子どものしたいこと、なりたいことをしっかりスタッフに伝えることが私の仕事である。

まずは事業所紹介を。①『遊びリーテーション児童デイサービス』対象は0～6歳。発達に遅れのあるお子さんに対して、集団行動や興味関心を通して、保育園に通園できるよう療育する。②『放課後等デイサービス』対象は6歳～18歳。就労に向けて指導もする。③『からだの児童デイサービス』0歳～18歳これは医療的ケア児も通所され、中には呼吸器を着けているお子さんもいる。事業所内では、光、温度、湿度など居心地良い環境整備に努めている。また送迎も行っており、送迎車には緊急時に対応できるよう、コンセント、バッテリー、嘔吐処理セットなども完備。また、入浴介助も行っており、ご家族から「身体が大きくなるにつれて自宅での入浴が難しくなってきたので、助かる」という意見をもらっている。

また、親御さんからのニーズとして、「スクールバスや送迎サービスがあれば」「医療的ケアが多くても使える事業所がもっとあれば」「地域の学校に通いたい」などの意見が挙がっている。

続いて、事業所独自の活動を紹介したい。①『ぼよぼよサロン』不定期開催。対象は1～6歳までのお子さんと親御さん。事業所を利用していない方でも参加可。主に親子ふれあい体操、製作活動、足形アートなどを行っている。その際、矢島先生(佐久発達支援センター 療育コーディネーター・医療的ケアコーディネーター)が相談を受け付けている。場合によっては、矢島先生から教育委員会や学校に働きかけてくれる。②『福祉用具のリサイクル』お子さんが使っていない福祉用具の譲り合い。(車椅子、立位台、カーシート、歩行器等原則修理を必要としないもので、衛生的、安全なもの)令和元年稼働に向け動き始めた。譲りたい、また譲ってほしい方は、事業所のリサイクル担当まで連絡をいただきたい。



シンポジスト 馬場 ひかり 氏

小諸高原病院では2つの病棟で80名までの重症心身障がい児（者）の受け入れを行っている。短期入所は空床型で、日程調整や院内調整は児童指導員が担当し、25名の登録者が3～14日程度の期間、月5～7名が利用している。

「私は将来についていろいろ考えているけど、他のお母さんって将来どんな風に考えているのか気になっている。だけどナイーブな問題なので、なかなか話す機会がない」という声から、保護者同士の話し合える場＝座談会の開催・気軽に書ける形式のアンケートの実施を決断。その結果①卒業後の進路について選択肢が少ない、②保護者同士の悩みを共有できる場が少ない、③移動支援が少ない…という意見が多かった。

①については日々のケアに追われていて、将来を考える余裕がない。卒業を間近に迎える段階になってから「在宅」か「施設入所」の選択をするという現実に直面。医療ケアが必要な場合、生活の場の選択肢が少ないと考察。ライフステージに沿って、早い段階から多職種の支援で先を見越した支援を行い、本人・家族が納得した上で、安心して支援を受けることを可能としたいと考えた。

②について、話したいこと・聞きたいことがあっても、本人のケアに追われ、集まる機会もなく、SNSのやりとりも途切れてしまいがち。定期的に座談会の開催を企画し、情報共有することで「支援者の提案+他の保護者の経験談=具体的なイメージ」を持てると思った。

③について、年齢とともに本人の成長に合った移動手段の確保が必要で、自家用車での移動が困難な場合は移動支援の手配も必要だが、事業所の数に対して利用希望者の人数が多いので、混雑する時期には利用できないことがある。現状は相談支援専門員と連携し、移動支援の確保につなげる支援を行っているが、圏域に現状を発信し課題として取り組んでいけるように働きかけを行いたい。

本人・家族のライフステージを大切にして、家族だけの問題とせず、本人・家族に寄り添い、他職種での支援体制づくりを行っていきたい。



シンポジスト 澤井 信邦 氏

2015年3月に渡邊さんの息子さんが初めて利用、2017年10月に障害者総合支援法に基づく重症心身障がい児（者）医療型短期入所をスタート。二次救急も引き受ける病院の小児科・産婦人科病棟36床の空床利用。昨年は25名・のべ78日、今年7月までで19名・のべ70日、レスパイトの受け入れを行っている。緊急入院などの患者や分娩の入院患者も多く、医師・看護師などのスタッフのマンパワーにも限界があって、レスパイト利用をあまり増やせないのが現状の課題となっている。

Aちゃんという忘れられない子がいる。細菌性髄膜炎から重度の障がいが後遺し、40回以上入退院を繰り返した。関わったスタッフは皆、Aちゃんをどうサポートするかに懸命だった。2015年9月、16歳の誕生日もAちゃんは入院していて、親族の「誕生日ケーキのロウソクに火を点けていいか？」という申し出に、病院なので…とお断り。翌日にAちゃんは亡くなった。

渡邊さんの息子さんは、男性は嫌いなようで仲良くしてもらえないけど、レスパイト受け入れにあたり、看護師は、病院の体制ではなく、本人の時間割を作り、きめ細かく対応してくれている。

Aちゃんの誕生日ケーキのロウソクに火を点けられなかったのは心残り。若月先生が地域医療を掲げて実践し、佐久は地域医療のメッカのようになっている。僕は若月先生の足元にもおよばないけど、親子とも元気で安心して暮らしていくように、レスパイトを受け入れることで、優しさという火を温かく灯し続けていられているのかなと感じている。

（質疑応答で挙手した当事者の母「3回レスパイト利用させてもらった。先生方は本当に頑張ってくださっている。私自身の健康管理がおろそかになっていたが、レスパイト中はがん検診や目の手術ができた。直接お礼が言いたかった。むづかしいとは思うけど、もう1・2床、レスパイト用のベッドを増やしてもらえないか？」に対し）感謝なんて必要ない。当然の権利なのに、期待に沿えないことに対する申し訳なさしかない。子どもたちには当たり前に大きくなっていってほしい。



コーディネーター 亀井智泉 氏

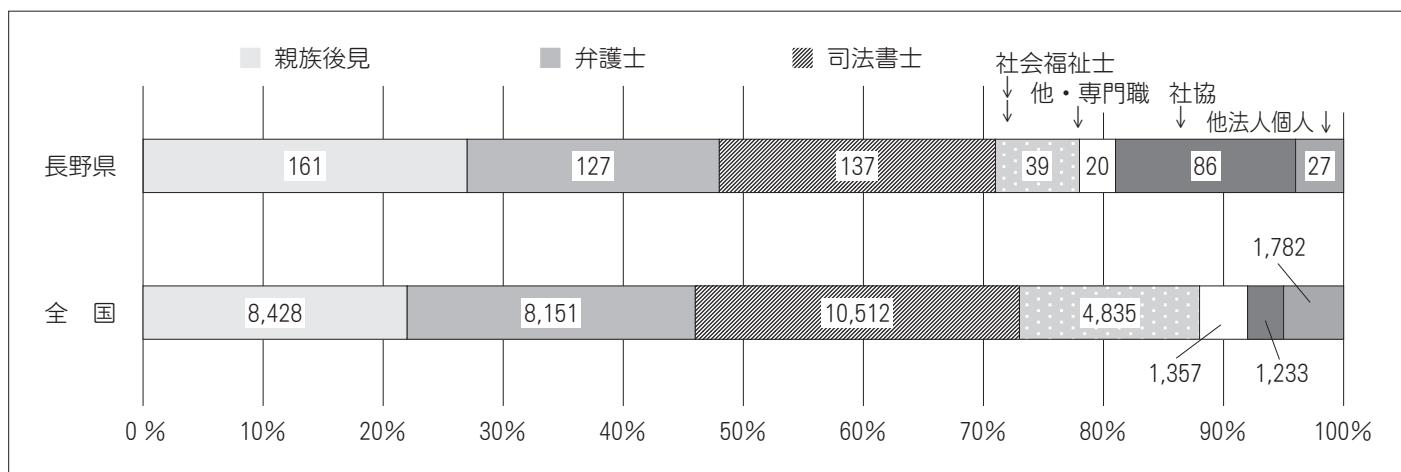
命を守る・権利を守る、という観点で澤井先生へ声をかけるとしたら「ありがとう」ではなく「更にがんばって」？安心してレスパイトに任せることができれば、親は自分のこと・将来のことにも目が向けられる。馬場さんは院内のベッドコントロールのことだけでなく、地域のニーズをくんで、本人・家族へ関わってくれている。竹内さんも親の会の活動だったクリスマス会を代わりに運営しようしてくれたり、就労に向けた支援にも取り組んだりしている。渡邊さんは「親は福祉に頼るだけではなく、一緒にやっていきたい」と発言。みんなで力を合わせて「安心して任せる」「医療が生活の中にある」を浸透させていければ、子どもたち、私たちの権利を守っていけるようになる。

「権利擁護センターぱあとなあながの」

成年後見制度等権利擁護に関する事業を行う本会の内部組織で、通称：ぱあとなあながのという。この構成は、成年後見人養成研修を修了し、ぱあとなあながの名簿登録の会員で現在190人である。ぱあとなあながの会員は、名簿登録要件を満たしている者で更新のための義務が課せられており、長野県社会福祉士会がその資質等の担保を図っている。

ぱあとなあながのでは、家庭裁判所、市町村行政、成年後見支援センターなどからの依頼を受け、成年後見人等候補者の推薦を行っている。

成年後見人の受任者内訳は、下のグラフのとおりであるが、長野県では、成年後見支援センターなどが県内14か所に設され、社会福祉協議会の法人後見の受任の割合が高いのが特徴である。成年後見支援センターなどにはなどあとなあながのの会員や本会の会員が活躍している。



高齢者や障がい者の後見人として社会福祉の専門知識を活かした支援ができる社会福祉士の役割は大きく、特に被後見などの「意思決定支援」においては、ケースワークにおける援助技術が求められる。ぱあとなあながの会員は、社会福祉士の特性を活かし、成年後見制度を活用して、判断能力が十分でない高齢者・障がい者に寄り添いながら支援している。

「ぱあとなあながの」の取り組み



委員会・専門部会を設けて運営をしている。

① 運営委員会

事業を円滑に推進するために、地区及びブロックで家庭裁判所や市町村行政等との成年後見人候補者のコーディネート業務を担う。運営委員は県下10ブロックから選出している。

② 成年後見人養成部会

社会福祉士会員を対象にして、成年後見人候補者を養成するための研修会を企画実施。受講要件は社会福祉士基礎研修修了者。近年は、成年後見制度に関する相談対応のために本研修を受講する会員もいる。

③ 繙続研修部会

会員の質を担保するために、後見活動の振り返りやソーシャルワークの知識・技術の向上、関係者との調整方法等を学びあう研修の企画実施している。今年度から参加を義務化した。

④ 広報部会

活動状況や成年後見制度を取り巻く制度改正等を、長野県社会福祉士会NEWSに併せて広報紙を発行している。昨年度からは、一般の会員にも読んでいただけるよう配布している。

※ 成年後見利用促進プロジェクトチーム（ぱあとなあながの会員以外も委員）

成年後見制度利用促進のために、三士会（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会）が緊密に連携し、家庭裁判所の本庁・支部毎に窓口担当者の役割を担う。

成年後見制度の最近の動向について ～本人情報シートを中心に～

本年4月より、成年後見制度の利用にあたって必要な診断書の書式が改定され、新たに本人情報シートが導入された。

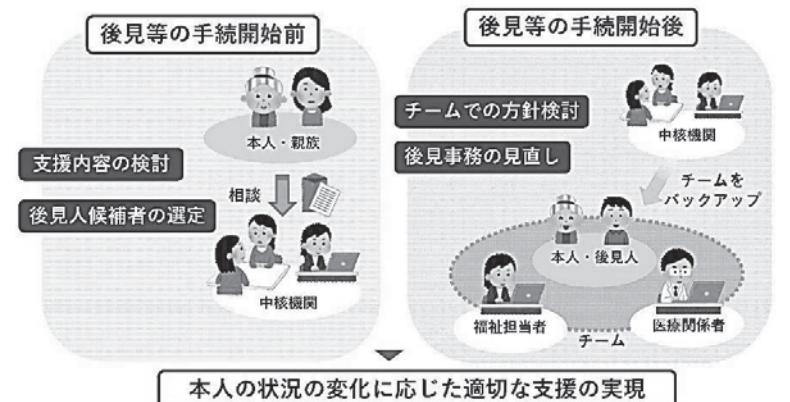
この本人情報シートの作成者は、「ソーシャルワーカー（社会福祉士、精神保健福祉士等）として本人の福祉を担当している方」とされており、介護支援専門員、相談支援専門員、病院・施設の相談員などがこれに該当する。

例えば、本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まり、本人の行動に関する記録やこれまでの生活史、人間関係等のさまざまな情報を把握し、根拠を明確にしながら、本人の意思および選考を推定する必要があり、ソーシャルワーク実践が活用されることが必要不可欠となる。

本人情報シートは、申立て時に医師が作成する診断書の補助資料という使用にとどまらず、後見人等が選任された後に身上保護の観点から伝達すべき大切な資料であること、さらに支援者会議において常に確認すべき基礎資料としての用途も含まれる。

本人情報シートの作成は、社会福祉士一人ひとりが関心を持ち、親族等から作成を依頼された際には、応えられなければならないのである。今後は、本人情報シートに関する学習会等の開催も視野に入れて、ばあとなあながら情報発信をしていく予定である。

本人情報シートの活用方法



信州ぐるっと！！ 「ちいさい事業所の可能性を探して…」

平 中 美 幸 (宅幼老所 あがらんしょ)

自分が生まれ育った大桑村で、先輩と宅幼老所の運営を始めてから17年になります。宅幼老所は、高齢になってたとえ認知症で暮らしづらくなってしまっても、住み慣れた場所で暮らしたいという思いをサポートするサービスのひとつです。私たちの宅幼老所の名は“あがらんしょ”スタッフは11人。町にある古くてとても小さい事業所ですが、地元での存在感はしっかりあります。保育園バスを待つお母さんとお子さんがのぞいてくれ、登下校の小学生が声をかけてくれます。ご近所から野菜やおやつの差し入れをいただいたりします。実際のところ介護支援ばかりでなく、子育てや家庭内のちょっとした不安、地域の困りごとの相談もあります。あがらんしょはこれらの相談に柔軟に対応し、共に考え方機関につないでいく“よろず支援所”みたいな存在にもなっています。また一方で、共生型事業所の申請を行い、この3月からは障がい福祉サービス（生活介護）を提供できるようになりました。少子高齢化と過疎化がますます進み、地域はとても暮らしづらくなっています。福祉は③だんの②らしの①あわせを実現していくもの。私たち事業所は勿論、ソーシャルワーカーである私自身も社会資源として活用されるように日々学んでいきたいです。

※「あがらんしょ」とは、木曽の方言で「寄って上がっていってね」という意味です。



北信地区

氏名 中村 匠吾
所属 長野市社会事業協会
 はなみずき放課後等デイサービス



<実習指導を行うことになったきっかけ>

社会福祉士を目指す実習生に、多くの分野の中で活躍してもらいたい。放課後等デイサービスという職種や児童発達支援管理責任者として立場の中での社会福祉士としての役割、やりがいを知ってもらいたいと思ったため。

<事業所で行っている実習プログラム>

相談支援専門員と児童発達支援管理責任者との連携。家庭・学校・事業所等関係機関がチーム支援を行っていることを理解できるようなプログラムを作成。“はなみずき放課後等デイサービスをプレゼンテーション”では実習最終日に実習生に、はなみずきの事をプレゼンテーションしてもらう機会をつくっている。実習生のまとめの機会と職員も第三者がどのように事業所をみたかを知れるきっかけになる。

<実習生の受け入れで気をついていること>

実習期間中、実習生も事業所のチームの一員となってもらうように配慮している。何をしていいのかわからない時間をできるだけ少なくするようにし、明確な指示をするように心がけている。

<指導者としてのやりがい>

実習生が将来福祉事業所で働いてみたいと思うきっかけになった時、実習生が成功体験を積めた時。

<今後の目標や展望>

実習生の将来に少しでも、実習が役にたってもらえればと思っている。私の勝手なイメージかもしれないが、どうしても実習は嫌な事の一つで、普段の学生生活とは生活のリズムも変わるし、実習をしたからといってお金を貰えるわけでもない、はじめての施設で気も遣うし先生からのプレッシャーもあるかもしれない。それでも、実習生には指導者として一つでも多く心に響く言葉や行動、実際支援する中での成功体験を味わってもらえるよう今後自分自身も勉強していくかなくてはならないと感じている。

東信地区

氏名 永井 琢郎
所属 デイサービスセンターアザレアン
 訪問入浴サービスアザレアン



<実習指導を行うことになったきっかけ>

実習指導を通して社会福祉士としての専門性を再度学ぶ事や、人材育成に関しても学びが深められればと思い実習生を受け入れました。

<事業所で行っている実習プログラム>

法人内事業所の見学や体験実習、各事業所の概要理解。認知症高齢者や中重度者とのコミュニケーション実習。専門職の業務を理解するため業務を見学。担当者会議の参加、インテーク、アセスメント、プラン作成。

<実習生の受け入れで気をついていること>

実習生に高齢者福祉に興味を持ってもらえるよう、介護の『楽しさ』や『やりがい』を伝えるようにしました。楽しさだけではなく、関わっていくことが困難なケースや課題についても理解を深められるように実体験を伝えるようにしました。また実習生が実習中に感じた悩みや疑問は、早めに解決できるようにコミュニケーションを多めに取るようにしました。

<指導者としてのやりがい>

自分が指導する事で自分の普段行っているソーシャルワーク実践を振り返る機会となりました。また、実習生の視点で、自分の相談援助に対する疑問や事業所の風景化している物事に対しての意見を頂き、自分自身や事業所を見つめ直すきっかけとなりました。

<今後の目標や展望>

実習生が社会福祉士としての働き方や考え方、ソーシャルワーク実践を見た際に、福祉の仕事に就きたいと思ってもらえるような専門職になる事が目標です。今後も自分の専門性を高めるために学び、社会福祉士の魅力を伝えていきたいです。

社会福祉士養成課程のカリキュラムには相談機関での現場実習が位置づけられています。実習指導者・養成校で連携を図りながら、高い実践力を持った社会福祉士の育成を目指し各機関で受け入れています。

中信地区

氏名 新保賀朗
所属 安曇野市福祉事務所



<実習指導を行うことになったきっかけ>

平成17年10月の安曇野市誕生とともに、大学などから社会福祉士実習受け入れの相談があり、市や福祉事務所として人材育成や地域貢献、また関係機関への恩送り（恩返し）として、引き受けさせていただきました。

<事業所で行っている実習プログラム>

福祉六法に関わる事務事業、介護保険や介護予防等について各担当係長より説明します。それらの理解度をより高める手法として、ゼミ形式を用い、実習生に事業内容や課題について発表してもらいます。今年は、事前実習の学生に向け発表してもらい、わかりやすく伝えることに腐心していただきました。なお、実習には、20代前半の他、社会人も参加しているため、刺激があり良い化学反応が起こります。

<実習生の受け入れで気をついていること>

各々顔が違うように特性も違います。そのため、ソーシャルワークの手法が役立ちます。

<過去に実習指導を受けた会員のコメント>

私にとって実習先である安曇野市福祉事務所は「ふるさと」のような存在です。実習の最終日に「頑張れよ！」と送り出してもらった言葉は、今でも私の支えになっています。安曇野市福祉事務所で実習を受けることができたことを本当に感謝しています。（北アルプス医療センターあづみ病院 西澤 亜紀）

<今後の目標や展望>

安曇野市で実習したことが「すぐ」に役立たなくともよいので、何かしらのときに「実習へ行ってよかったな」と思える、そんな実習先になれればと思います。幸い、優秀な社会福祉士（私は除きます）が多数在籍しています。

南信地区

氏名 伊藤直哉
所属 伊那市社会福祉協議会
業務内容 生活困窮者自立支援等



<実習指導を行うことになったきっかけ>

社会福祉士もきちんとソーシャルワーク実習をして、後進を育てていく必要があると思ったので指導者講習を受講し、実習指導を行うことになりました。

<事業所で行っている実習プログラム>

職場・職種・ソーシャルワーク実習の順に進めます。社会福祉協議会なのでフィールドワークをとおして学んだことや調べたこと、聞いたこと、考えたこと等をまとめ、プレゼンをする実習を行っています。

<実習生の受け入れで気をついていること>

実習生によって進み具合は違いますし、実習自体が心身ともに耐えられるか、ということもありますので、実習生へのスーパービジョンをしっかりすることに気をつけています。

<過去に実習指導を受けた会員のコメント>

実習では一つの地域を選び、その地域を自転車で回り住民の方と関わる中でニーズを把握し、課題解決に向けた取り組みについて考えました。フィールドワークや課題に対する取り組みを考える中で不安や迷いも大きかったですですが、実習指導者の指導・助言を受けながら、実習ではとても良い経験ができました。

（伊那市社会福祉協議会 白澤 真奈）

<今後の目標や展望>

今後ますます人材不足になっていくと思います。実習の段階から人を育てて入職してもらい、即戦力として福祉のために働く人になってもらいたいと思います。

台風19号災害の支援に係る福祉支援活動について

本会・台風19号災害支援本部 本部長(会長) 萱津公子

この度の台風19号により被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。

本会では、「大規模災害発生時対応要綱」に基づき、会長を本部長とする「災害支援本部」を10月15日に立ち上げ、長野県災害派遣福祉チームの打合せに臨み、統一様式でのニーズ調査と福祉救援募集を開始しました。

福祉救援募集開始から1週間経過した10月23日現在16人の応募があり、長野市内の避難所等において、福祉支援や被災事業所のニーズ調査等の活動を行っています。

なお、11月以降も被災地支援の活動は続く予定ですので、最新の情報は本会ホームページをご確認ください。



リレーエッセイ～リレー形式の寄稿～

「あったかい一言」

宮下朋子(ラポートあおき)

5年ほど前になりますが、自分の不注意で怪我をしてしまい、入院したことがありました。初めての入院だったこともあります、とても不安でした。また、仕事を長期間休むことになってしまい、職場に迷惑をかけてしまうことへの申し訳ない気持ちや、やりたかったことができなくなってしまう焦りの気持ちなど、身体の痛みも重なり、自分でもびっくりするほど気分が沈んでしまってきました。そんな入院生活でしたが、病院のスタッフの方がいつも明るく私に声をかけてくださいました。「おはようございます」「今日の調子はいかがですか?」「お元気ですか?」などのちょっとした一言です。当たり前と言えばそれまでですが、そのたった一言に私の心はどれだけ救われたか。一人じゃないんだな、と思わせてくださいました。たった一言で人は救われるんだ、と実感しました。

今、私は老人ホームで働いています。あの時私に声をかけ続けてくれた病院スタッフのみなさんのように、私も利用者に元気に声をかけたいな、と思いながら毎日仕事をしています。あったかい一言をかけてあげられたら、利用者も笑顔になってくれるかな、と思いながら。

※次号は、川西地域包括支援センター 蒲生俊宜さんにバトンタッチします。

今後の予定

最新の予定は、本会ホームページ (<https://nacsw.jp/>) をご確認ください。

日時(曜日)	事業名・研修名	会場
11月7日・8日	全定協 関東・甲信越ブロック研修会	①J A長野ビル ②長野市生涯学習センター
11月7日(木)	成年後見制度利用促進実務担当者研修会	豊科ふれあいホール
11月30日(土)	社会福祉士全国統一模擬試験	長野大学

◎入会状況(2019年9月末現在) *会員数:1,169人 入会率:28.42% 人口10万人あたりの会員数:56.31人

編集後記

地域とともに生きていくにあたり、まだまだ課題が多く残されていると感じます。家族が抱え込む葛藤や不安を、地域の住民や専門職があたたかく受けとめ、風通しの良い支援をしていくことが重要です。地域内の関係は、自然につなげられないこともあります。障がいの理解、地域の特性の理解を踏まえた多角的な支援と関わりも必須です。障がいのある方とご家族が安心して地域で暮らせるよう、「大丈夫」のまなざしが向いている社会を目指していきたいものです。

(K. M)